



福井労働局発表
平成25年10月23日

担
当

福井労働局労働基準部賃金室
室長 小山 幹夫
賃金指導官 小池 敏一
電話 0776-22-2691
FAX 0776-21-6646

特定最低賃金改正決定の答申について

- 1 福井労働局（局長 谷藤 仁）は、9月4日に福井地方最低賃金審議会（会長 野村 直之）に諮問した平成25年度の特定最低賃金改正決定についての答申を受けた。
- 2 特定最低賃金の改正に当たっては、同審議会の下に各専門部会が設置され、具体的な審議が行われてきたものである。今後、異議の申出期間を経て、官報公示され、いずれも効力発生については、本年12月下旬を目途としている。
- 3 改正決定のあった特定最低賃金は別紙のとおりである。

別 紙

答申を受けた特定最低賃金、現行適用額との差額及び答申日

1 福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金

最低賃金額 1時間 725円 (+5円)

答申日 平成25年10月21日

2 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金

最低賃金額 1時間 800円 (+6円)

答申日 平成25年10月16日

3 福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金（(略称) 福井県電気機械製造業最低賃金）

最低賃金額 1時間 763円 (+9円)

答申日 平成25年10月17日

4 福井県百貨店、総合スーパー最低賃金

最低賃金額 1時間 763円 (+8円)

答申日 平成25年10月22日